

## 株式会社産業再生機構関与案件に係る上場制度の見直しについて（案）

平成15年 4月23日

株式会社名古屋証券取引所

### ．見直しの趣旨

今般の株式会社産業再生機構法案の成立を受け、同機構によって事業再生が進み、上場銘柄が投資対象として投資家から再評価されることを通じて、証券市場の活性化に資することが期待される。今後、同機構を活用して事業再生に取り組む上場企業の出現が予想されるが、その際、大胆な財務再構築を伴う事業再生が行われること等により、順調に再生がすすんでいるにもかかわらず、同機構の関与する再生の途上において上場廃止基準に該当したり、いったん上場廃止となって再生するも市場第一部銘柄への指定を申請する場合に速やかには再上場の要件を満たせないといった場合も予想される。

そこで、同機構の関与事案については、魅力ある投資対象として再生することを支援する観点から、過剰債務を解消するために一時的に債務超過となった場合でも直ちに上場廃止とならないよう上場廃止基準における債務超過基準に特例を設けるとともに、市場第一部銘柄への指定を申請する場合にも速やかな再上場が可能となるよう市場第一部銘柄指定基準における利益の額の基準に特例を設けるなど、所要の見直しを行う。

### ．見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1．上場廃止基準等の特例	・(株)産業再生機構による債権の買取り等の決定を受けて再生を行っている上場会社が債務超過に係る上場廃止基準に該当した場合であって、上場廃止までの猶予期間終了後1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合には、猶予期間をさらに1年間延長する。	・同機構が債権の買取り等を決定していない上場会社であっても、再生支援を決定している場合には、債権の買取り等に係る決定を行うまで、同様に取り扱う。この場合においては監理ポストに割当てする。 ・猶予期間の延長に当たっては、債務超過でなくなるための計画を含む再建計画を公表している上場会社を対象として、(株)産業再生機構による債権の買取り等の決定を証

項 目	内 容	備 考
		<p>する書面及び債務超過解消計画の前提となった事項等が監査人により検討されたものであることについて記載した書面の提出を求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が市場第一部銘柄の発行者である場合の「市場第二部銘柄への指定替え基準」における債務超過に係る基準においても、同様に1年間、市場第二部への指定替えを猶予する。</li> </ul> <p>私的整理ガイドラインに基づく整理を行う場合と同様の取扱いとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民事再生又は会社更生に基づく再生を行う上場会社についても同様に取扱う。</li> </ul>
2．市場第一部銘柄指定基準の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株)産業再生機構が再生支援の決定を行った上場会社（当該決定が撤回されたものを除く。）が上場廃止となり、同機構による債権の買取り等が決定された場合において、当該決定後3年以内に終了する事業年度を直前事業年度として再上場を申請するとき（市場第一部銘柄への指定を申請する場合に限る。）は、最近1年間における利益の額が4億円以上となっていれば、利益の額に係る市場第一部銘柄指定基準に適合するものとする。</li> </ul>	
3．その他	その他所要の改正を行う。	

．見直しの時期

平成15年4月下旬の施行を目途とする。

以 上